

平成25年度 税制改正要望事項

平成24年10月

指定都市市長会

目 次

1	個人住民税の充実強化	1
2	地方法人課税の拡充強化	3
3	地方消費税（現行分）の充実	4
4	地方消費税税率引上げ分の用途及び地方の役割の拡大について	5
5	地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実	6
6	車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等	7
7	社会保障・税番号制度導入への対応	9
8	還付加算金の割合の引下げ	10
9	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について	
	(1) 市外転出者等に係る公的年金からの特別徴収の継続について	11
	(2) 公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施について	12
	(3) 特別徴収対象者通知の早期送信等について	13
	(4) 仮特別徴収制度の見直しについて	15
10	固定資産税等の優先徴収制度の創設	17
11	税制改正に伴う地方税法の改正時期	19
12	地方税制に関する指定都市の意見の反映	20

1 個人住民税の充実強化

- ① 国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税の一層の充実を図ること。
- ② 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。
- ③ 金融所得課税の一体化に当たって、利子・配当など資産性所得に係る個人住民税の税率を見直す際には、給与所得等に係る税率と同水準とし、その配分割合を拡充すること。
- ④ 個人住民税均等割の税率については、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。
平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。
さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。
このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、低所得者への影響にも留意しつつ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ることが必要である。
- ③ 現在、利子・配当、株式・土地等の譲渡益といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっている。
金融所得課税の一体化に当たっては、当面、資産性所得に係る税率を給与所得等に係る税率と同水準とし、資産性所得課税に係る個人住民税の配分割合を拡充することが必要である。
- ④ 個人住民税均等割の標準税率については、1人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると、なお低い水準にとどまっていることから、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しがされる必要がある。

利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		個人住民税	所得税
給与所得等その他の所得（総合課税）		10%	最低5%、最高40%
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%（～H25:3%）	15%（～H25:7%）
	上場株式等以外（総合課税）	10%	最低5%、最高40%
株式等譲渡所得	上場株式等	5%（～H25:3%）	15%（～H25:7%）
	上場株式等以外	5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	～2,000万円:4% 2,000万円:5%	～2,000万円:10% 2,000万円:15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

総合課税の税率(10%)よりも低い!

個人市民税均等割の税率等の推移（昭和30年度=100）

	昭和30年度	平成22年度
税率	100	885
1人当たりの国民所得	100	3,542
1人当たりの地方歳出額	100	5,896
1人当たりの消費支出	100	1,959

1人当たりの国民所得等
と比べると伸びが非常に
低い!

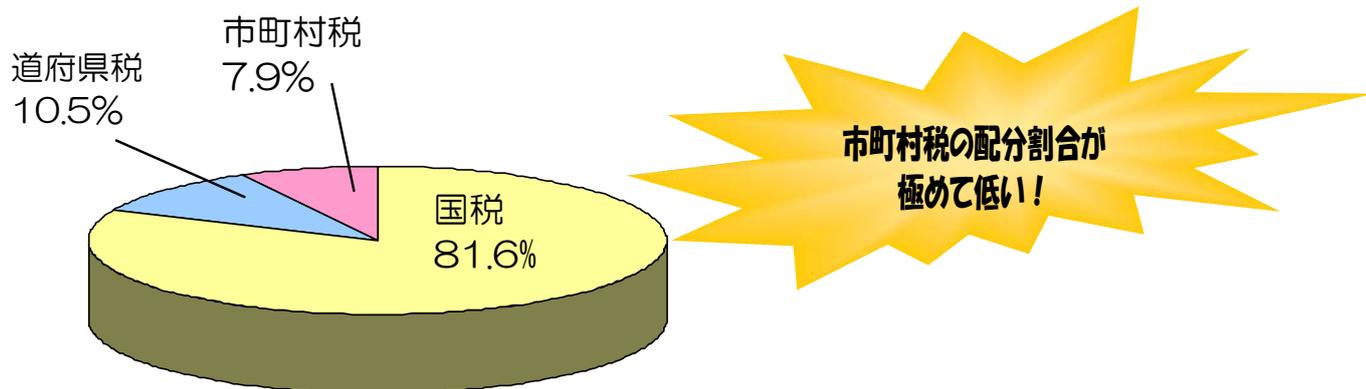
2 地方法人課税の拡充強化

- ① 都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。
- ② 法人住民税について、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

(理由と現状)

- ① 法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。
加えて、指定都市には圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる大都市特有の財政需要があり、法人住民税は重要な税源である。
しかしながら、法人所得課税の市町村への配分割合が、7.9%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている現状を踏まえると、法人住民税については、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。
- ② 地方法人課税のあり方を見直す場合に、法人住民税について、地域間の財政力格差の是正を名目として、地方間の税収の再配分を行うような制度の見直しを行うのであれば、受益と負担の関係に反するものであり、到底容認できるものではない。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



- 注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
3 復興特別法人税を加味した数値である。

3 地方消費税（現行分）の充実

地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、地方税にふさわしく、また、税率引上げ分以外のいわゆる現行分の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であり、国・地方の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図ること。

（理由と現状）

地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、地方税にふさわしく、また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律で改められる地方税法第72条の116に規定する地方消費税収の用途（改正後の消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）に充てることとされていない、いわゆる現行分の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であり、国・地方の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実が必要である。

4 地方消費税税率引上げ分の使途及び地方の役割の拡大について

- ① 地方税に係る税制抜本改革法において、税率引上げ分の地方消費税収については、その使途を社会保障経費として明確化するとされているが、使途として対象とする社会保障経費の範囲を、国が一方的に判断するのではなく、地方公共団体の実情に応じて柔軟に定めることができるよう地方公共団体の意見を十分に反映させること。
- ② 納税相談を伴う申告書の収受等、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の役割拡大については、実務上の問題点を整理し、検討するに当たっては、指定都市を含めた地方公共団体の意見を十分に反映させること。

(理由と現状)

- ① 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（地方税に係る税制抜本改革法）において、税率引上げ分の地方消費税収については、その使途を明確化（社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費）するとされており、平成21年度税制改正法附則第104条においても、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とされている。こうしたことから、持続可能な社会保障制度の構築に当たっては、社会保障サービスが国と地方で一体的に提供されていることや国庫補助事業を補完する地方単独事業の役割を十分に理解する必要がある。

したがって、税率引上げ分の地方消費税収の使途については、国が一方的に判断するのではなく、地方単独事業を含めた地方の社会保障に要する費用に幅広く充てられるようにすべきであり、各地方公共団体の判断により柔軟に定めることができるよう、地方公共団体の意見を十分に反映させる必要がある。

- ② 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第1号リにおいて、「消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する」とされたが、当面の収受等の取組を進めるに当たり、国は十分な支援等を行うこと、また、制度の導入等の検討に当たっては、指定都市を含めた地方公共団体の意見を十分に反映させる必要がある。

5 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。

(理由と現状)

平成24年度税制改正大綱においては、「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」こととされたが、その具体的内容は明らかにされていない。

地方公共団体は、従来から、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施してきているとともに、地球温暖化対策に果たす大きな役割と責任を担っている。このことを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設する必要がある。

地方公共団体の地球温暖化対策（平成22年度予算）

(単位：億円、%)

地球温暖化対策	取組例	都道府県 事業費	市町村 事業費	うち指定都市事業費	指定都市/市町村
CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> 〔エネルギー起源のCO₂関連〕 ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・太陽光発電設備の導入促進 〔非エネルギー起源のCO₂関連〕 ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 〔メタン、一酸化二窒素関連〕 ・焼却灰処理、「エコセメント」化の促進（焼却灰の有効利用） ・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化 〔代替フロン等関連〕 ・代替製品（ノンフロン製品）の調達 	約5,600億円	約5,800億円	約1,510億円	26%
温室効果ガス吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業 ・森林害虫病（松くい虫）の防除 	約3,400億円	約1,200億円	約340億円	28%
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> 〔横断的施策〕 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 〔その他の温暖化対策〕 ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	約200億円	約100億円	約30億円	30%
合計		約9,200億円	約7,200億円	約1,880億円	26%

これに加え、その他の環境対策（大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等）の取組として指定都市では **約5,300億円** を予算措置

注 平成22年6月1日付け総務省から都道府県及び市町村への「環境対策」に係る調査に基づき作成

6 車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等

車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税及び自動車重量税が都市基盤整備などの貴重な安定財源となっていることを踏まえ、市町村に対する確実な代替税財源を確保すること。

また、軽自動車と小型普通自動車に係る税率の格差について一定程度の縮小を図るとともに、原動機付自転車についても、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税制度の見直しを行うこと。

(理由と現状)

平成24年度税制改正大綱において、自動車取得税及び自動車重量税については、「国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う」こととされた。これにより、環境自動車税（仮称）構想をはじめとした、車体課税全般の見直しを進める場合には、自動車取得税及び自動車重量税の一定額が市町村へ交付・譲与されており、都市基盤整備などのための市町村に対する貴重な安定財源となっていることを踏まえ、市町村に対する確実な代替税財源を確保する必要がある。

また、軽自動車（4輪・自家用）の税率は、車体の大きさや価格等に差が少ない小型の普通自動車（総排気量1.0リットル以下）の税率との格差が大きいことから、車体課税の見直しに併せて、この税率の格差について一定程度の縮小を図るべきである。

さらに、原動機付自転車は、税収に比べ徴収コストが高いため、車体課税が抜本的に見直される機会に、課税のあり方、標準税率及び課税方法等の見直しを行う必要がある。

1 総排気量が1.0L以下の普通自動車と軽自動車(4輪)の比較

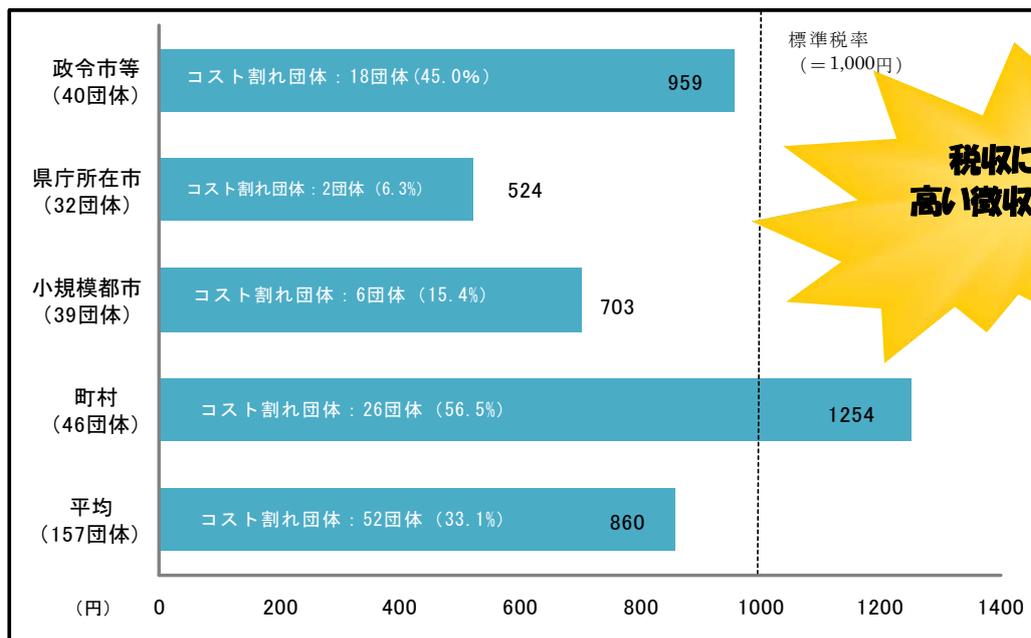
区分	普通自動車 (4車種平均)① ※1	軽自動車 (4車種平均)② ※2	比較% (②/①) × 100
全長	3,703mm	3,395mm	91.7
全幅	1,683mm	1,475mm	87.6
全高	1,499mm	1,611mm	107.5
排気量	996cc	658cc	66.1
燃費	20.8km/ℓ	21.8km/ℓ	104.8
車両重量	940kg	823kg	87.5
価格	125.9万円	105.8万円	84.0
税率(乗用、自家用)	29,500円	7,200円	24.4

注 1 4車種平均の車種は、IQ、VITZ、PASSO、BELTA
2 4車種平均の車種は、LIFE、OTTI、TANTO、ALTO
3 平成24年6月5日時点の各社HPによる

車体規格及び価格は大きく、道路損傷負担金・財産課税いずれの面からも、現在の税率格差を説明できない。また、税制のグリーン化の観点からも、燃費についても大差がない。これらの状況にもかかわらず、税負担に大きな格差が生じている。

2 原動機付自転車(50cc以下)に係る軽自動車税の徴税費

(平成20年度決算ベース)



出典：自動車関係税制に関する研究会報告書（平成22年9月、参考資料P19）

7 社会保障・税番号制度導入への対応

社会保障・税番号制度の導入に際しては、運用面について指定都市を含めた地方団体と十分協議し、地方団体の意見を反映させること。

また、地方団体に新たな経費負担が生じることのないよう国が責任を持って財政措置を講じるとともに、迅速かつ詳細な情報提供を行い、システムの構築など、地方団体が制度導入に対応するために必要な期間を確保すること。

(理由と現状)

国においては、社会保障・税番号制度の導入に当たって、社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）が策定され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（平成24年2月14日閣議決定。以下「マイナンバー法案」という。）等が国会に提出された。

マイナンバー法案によれば、市町村長は、法定受託事務として住民票コードを変換して得られる個人番号（以下「マイナンバー」という。）を定め本人に通知し、法人番号については国税庁長官が法人等に通知するとされている。また、マイナンバーの利用範囲を法律に規定するとされ、平成27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用を開始することとされている。

しかしながら、社会保障・税番号制度の具体的な運用面や導入に当たり必要となるシステムの構築、インフラの整備、経費負担等の諸課題については、現時点で未定の部分が多い状況である。

社会保障・税番号制度の目的を達成するためには、具体的な運用手続の制度設計や制度導入に伴うシステムの構築等を行う際に、実務を担う指定都市を含めた地方団体と十分協議を行い、地方団体の意見を反映させることが必要となる。

また、地方団体に新たな経費負担が生じることのないよう国が責任を持って財政措置を講じるとともに、迅速かつ詳細な情報提供を行い、システムの構築など、地方団体が制度導入に対応するために必要な期間を確保することが必要である。

8 還付加算金の割合の引下げ

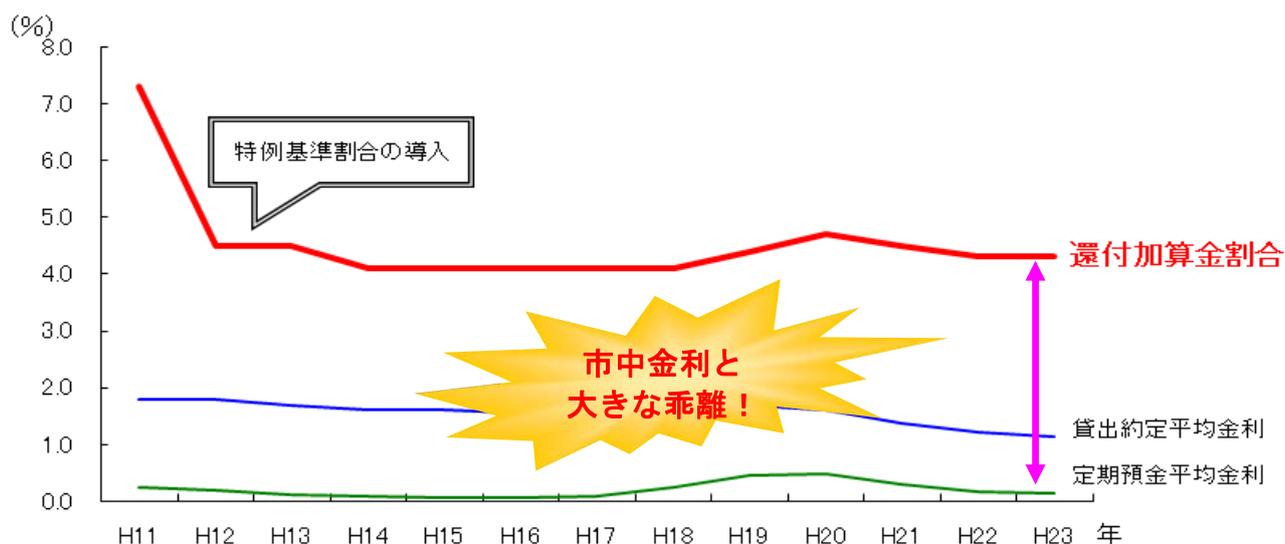
還付加算金の割合について、社会経済情勢を反映した割合に引き下げること。

(理由と現状)

還付加算金の割合については、社会経済情勢の大きな変化にもかかわらず、昭和38年以降、地方税法の本則は7.3%に据え置かれたままであり、平成12年から当分の間の特例措置として本則に代えて適用されている特例基準割合も、4%を超える高い水準に設定されている。

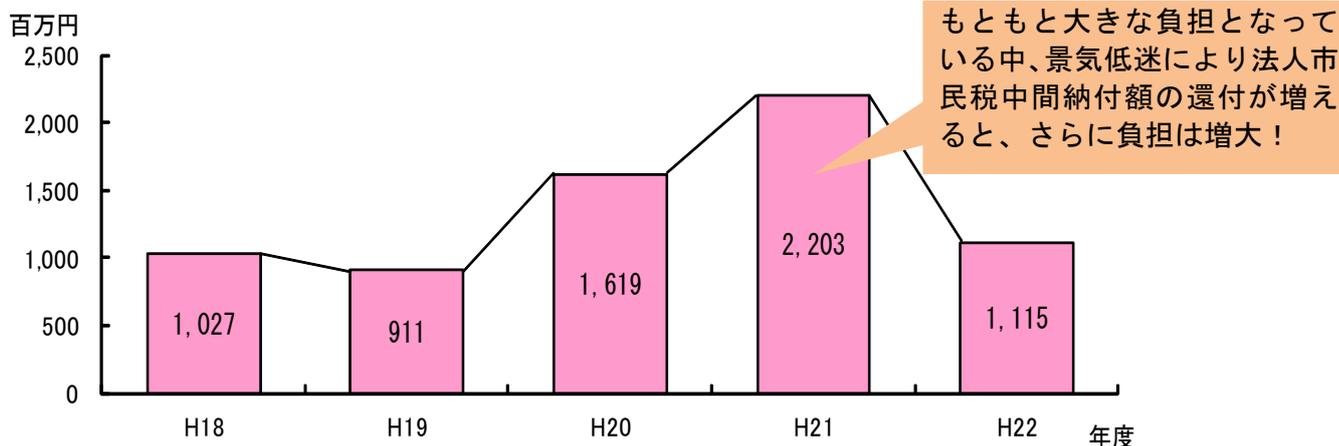
このため、厳しい財政状況の中、還付加算金の支出額は、地方の財政運営に大きな負担となっていることから、市中金利も考慮した還付加算金の割合の引下げが必要である。

還付加算金の割合と市中金利の比較



注 日本銀行統計資料に基づく。

指定都市における還付加算金の支出状況



注 決算額による数値であり、平成18年度以降に指定都市となった市の支出額を含む。

9 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

(1) 市外転出者等に係る公的年金からの特別徴収の継続について

市外転出者、介護保険料が減免・減額となった者及び税額変更が生じた者について、公的年金からの特別徴収が停止とされないよう改正を行うこと。

(理由と現状)

公的年金から特別徴収されている者が市外転出した場合、介護保険料はその転出月の前月分までの保険料を転出前の市区町村へ、転出月以降の保険料を転出先の市区町村へ納めることとなっているのに対して、個人住民税は年税額の全額を賦課期日に住所のある市区町村へ納めることになっている。制度を簡明とするため、現行制度における個人住民税の公的年金からの特別徴収対象者は、介護保険料の特別徴収の対象となっていることが条件となっており、年度途中の市外転出者及び介護保険料が減免・減額となった者については、介護保険に準じて、個人住民税の特別徴収が中止され、普通徴収へ切り替わる。また、公的年金に係る個人住民税額に変更が生じた場合、公的年金からの特別徴収税額に変更が生じることとなり、特別徴収を継続することはできないため、徴収方法が特別徴収から普通徴収へ切り替わる。

個人住民税においては、市外転出者や介護保険料が減免・減額となった者を普通徴収へ切り替える理由はなく、また、税額変更が生じても普通徴収税額の増減で対応できる場合は、公的年金からの特別徴収税額に変更が生じないため普通徴収へ切り替える必要はない。このような場合にも、公的年金からの特別徴収を継続できれば、納税義務者の納付の手間を減らすことができる。

現行の取扱いは納税義務者の納税の利便性の向上及び市区町村の事務の効率化という制度導入の目的から大きくかけ離れている。

現 行

- ◇介護保険料の徴収中止事由が発生した場合
 - ・市外転出者
 - ・介護保険料が減免・減額となった者
- ◇税額変更が生じた場合

個人住民税における徴収を中止しなくてはならない

特別徴収税額に変更がない場合、特別徴収を継続できるよう改正した場合

- ◇公的年金からの特別徴収税額に変更がないため、継続可能な場合
 - ・市外転出者
 - ・介護保険料が減免・減額となった者
- ◇普通徴収税額の増減で対応することにより、公的年金からの特別徴収税額に変更がないため、継続可能な場合
 - ・税額変更が生じた者

- ◆納税義務者の納税の利便性の向上
- ◆市区町村の事務の効率化

(2) 公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施について

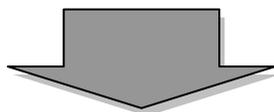
給与からの特別徴収の対象者で、かつ、公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者について、公的年金の所得に係る税額についても給与から特別徴収できるようにすること。

(理由と現状)

給与からの特別徴収の対象者で、かつ、市外転出者や介護保険料において公的年金からの特別徴収の対象となっていない等の理由によって公的年金からの特別徴収の対象とならない納税義務者については、公的年金の所得に係る税額を普通徴収で納税することになり、利便性が低下する。

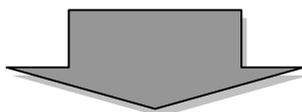
また、65歳未満で給与からの特別徴収の対象者については、公的年金の所得を有する納税義務者であっても、公的年金からの特別徴収の対象者とならず、公的年金の所得に係る税額についても給与から特別徴収することができない。他方、65歳以上の納税義務者については、公的年金からの特別徴収の対象とならない場合でも、公的年金の所得に係る税額を給与から特別徴収することができないため、公平な制度となっていない。

給与からの特別徴収対象者で、かつ、公的年金からの特別徴収の対象となっていない者



公的年金の所得に係る税額を給与から特別徴収することができない

○市外転出者や介護保険料において公的年金からの特別徴収の対象となっていない者等については、普通徴収で納税することになり、利便性が低下する。



上記の状況を改善し、納税義務者からの要望に応えるため
公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者について、
公的年金の所得に係る税額を給与からの特別徴収の対象とすること。

(3) 特別徴収対象者通知の早期送信等について

- ① 年金保険者から送信される特別徴収対象者通知を遅くとも5月10日までに送信すること。
- ② 公的年金からの特別徴収停止の通知を送信してから、停止反映まで2箇月程度の期間を要しているが、1箇月程度で反映すること。
- ③ 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じる過誤納金について
 - ア 返納（返納不要）情報について、全ての年金保険者から迅速にデータを提供すること。
 - イ 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによる過誤納金で、1年以上経過してもなお返納が確定しないものについては、いったん全て年金保険者へ還付又は全て遺族へ還付することとし、その後の手続は遺族と年金保険者の間で行うこと。

（理由と現状）

- ① 特別徴収対象者通知は、地方税法で5月25日までに市区町村に通知しなければならないと規定されているが、地方税法に定める期日では納税通知書（兼税額決定通知書）は6月中旬までに発送しなくてはならないため、電算処理・発送準備等の日程が極めて厳しい状況にある。
- ② 特別徴収停止の通知は、送信した月の翌々月以降に支給される公的年金から反映される。そのため、本来徴収すべきでない税額が徴収され、納税義務者又は年金保険者に対して多くの還付が生じるとともに、還付額を含む税額を普通徴収により徴収することとなり、納税の利便性が損なわれ、納税義務者の理解を得られにくい状況が生じている。
- ③ア 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、その年金が過払年金か未支給年金かによって返納又は返納不要となるが、返納及び返納不要情報提供方法について次の問題が生じている。
 - （ア）日本年金機構からは返納（返納不要）情報が紙媒体のみで提供されるため、システム反映に伴うデータ化の費用が発生し、年々増加している。
 - （イ）一部の共済組合からは返納不要情報は提供されず、市区町村が共済組合に対して照会を行わなければならない。

納税義務者の遺族へ迅速に還付手続を行うためにも、全ての年金保険者から返納及び返納不要情報をいただきたい。また、情報提供は年間スケジュールに基づき、統一様式のデータでお願いしたい。

イ 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、年金保険者からの返納又は返納不要情報を待つて還付及び返納の手続を行っているが、返納等の状況が不明で還付保留となっているものが多数存在する。

これらの過誤納金を未還付のまま放置すると、還付できないまま時効を迎えてしまう可能性があり、市税還付事務の上でも好ましくない。

また、年金保険者において納税義務者の死亡が事後確認されることなどにより、返納対象となった場合は、年金保険者から納税義務者の遺族へ返納請求していただきたい。

(4) 仮特別徴収制度の見直しについて

特別徴収税額の増減に伴って生じる仮徴収税額と本徴収税額との乖離を平準化できるよう、仮特別徴収制度の見直しを行うこと。

(理由と現状)

現行の仮特別徴収制度は、前年度2月分の税額を仮徴収税額としているため、公的年金等に係る所得金額や所得控除額の変動などにより、ある年度の特別徴収税額が大きく増減した場合に、仮徴収税額と本徴収税額が乖離する状態が生じ、その乖離は翌年度以降も継続してしまふこととなる。

こうした制度上の問題から、納税者に無用の負担や苦情が生じている。

【現行】 仮徴収税額（4月・6月・8月）＝ 前年度2月分の税額

(単位：円)

年 度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特別徴収税額		60,300	42,000	60,300	60,300	60,300	60,300
仮徴収	4 月	10,000	10,100	3,900	16,200	3,900	16,200
	6 月	10,000	10,100	3,900	16,200	3,900	16,200
	8 月	10,000	10,100	3,900	16,200	3,900	16,200
本徴収	10 月	10,100	3,900	16,200	3,900	16,200	3,900
	12 月	10,100	3,900	16,200	3,900	16,200	3,900
	翌 2 月	10,100	3,900	16,200	3,900	16,200	3,900
(乖離額)			(6,200)	(12,300)	(12,300)	(12,300)	(12,300)

○ 特別徴収税額が大きく変動した24年度に、仮徴収税額と本徴収税額の乖離が生じ、(特別徴収税額が元に戻った場合)翌年度には、乖離が拡大する。この乖離は26年度以降も繰り返してしまふ。

このため、仮徴収税額と本徴収税額との乖離が生じた場合に、これを長期に継続させずに、平準化させるための制度変更が急務である。

具体的には、仮徴収税額を決定する方法について、以下に例示する見直し案のとおり「前年度の特別徴収税額(年額)を算定の基礎とする」ことで、税額の平準化に大きな効果が期待できる。

将来的には、仮特別徴収制度に係る問題の抜本的な解決を目指しつつ、当面は、納税者の理解を得やすい公的年金からの特別徴収制度とするため、こうした見直しを行うこととし、市町村や年金保険者の事務コスト等にも配慮しつつ、早期に協議・調整の上、仮特別徴収制度の改善に努めていただきたい。

【見直し案】

仮徴収税額は「前年度特別徴収税額（年額）を基礎として」決定する。

＜具体例＞ 仮徴収税額（4月・6月・8月）
 = 前年度特別徴収税額（年額）の6分の1

（単位：円）

年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特別徴収税額		60,300	42,000	60,300	60,300	60,300	60,300
仮徴収	4月	10,000	10,000	7,000	10,000	10,000	10,000
	6月	10,000	10,000	7,000	10,000	10,000	10,000
	8月	10,000	10,000	7,000	10,000	10,000	10,000
本徴収	10月	10,100	4,000	13,100	10,100	10,100	10,100
	12月	10,100	4,000	13,100	10,100	10,100	10,100
	翌2月	10,100	4,000	13,100	10,100	10,100	10,100

乖離額(6,000) → 【平準化】

- 「前年度特別徴収税額（年額）」とは、便宜上、前年度分の「年金所得に係る特別徴収税額（仮徴収税額＋本徴収税額）」としているが、公的年金からの特別徴収が開始する初年度は仮徴収税額がないため、適用に当たっては、「公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」をいうものとする。

10 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後に納期限が到来する固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。

(理由と現状)

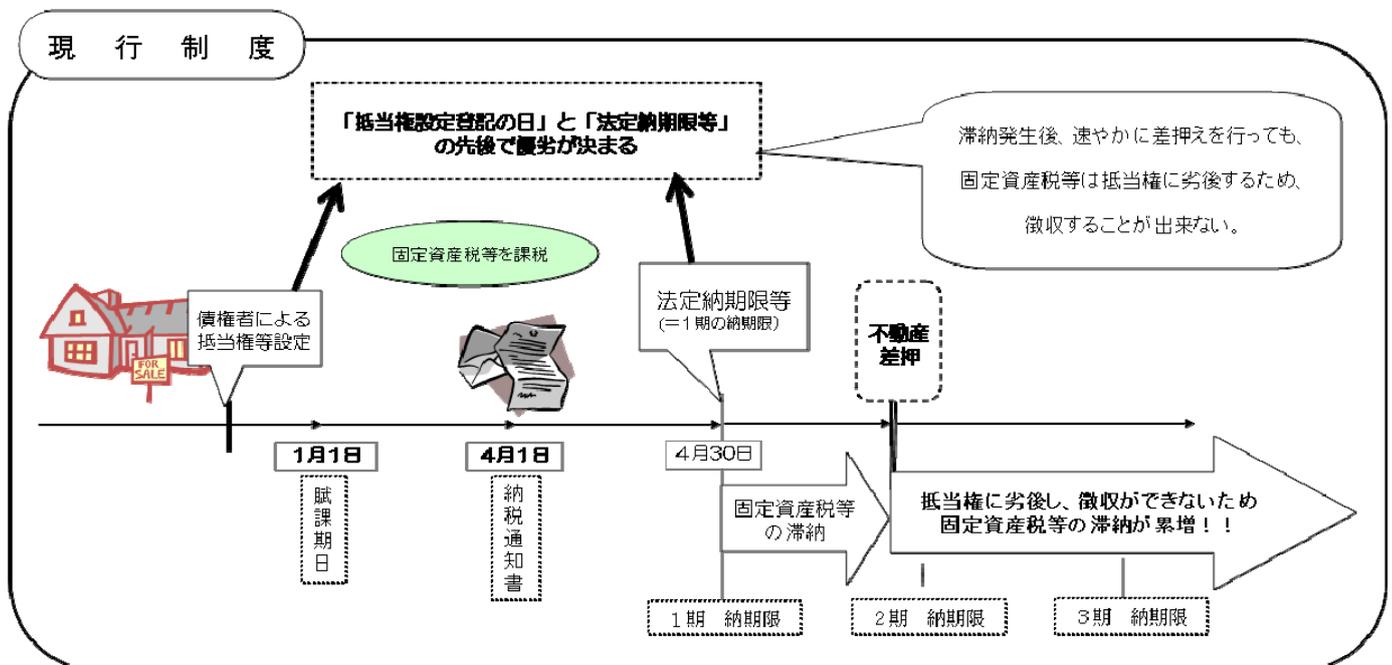
固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。

これは、抵当権等が設定された後に固定資産税・都市計画税が新たに毎年課税されるため、現行制度では常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。

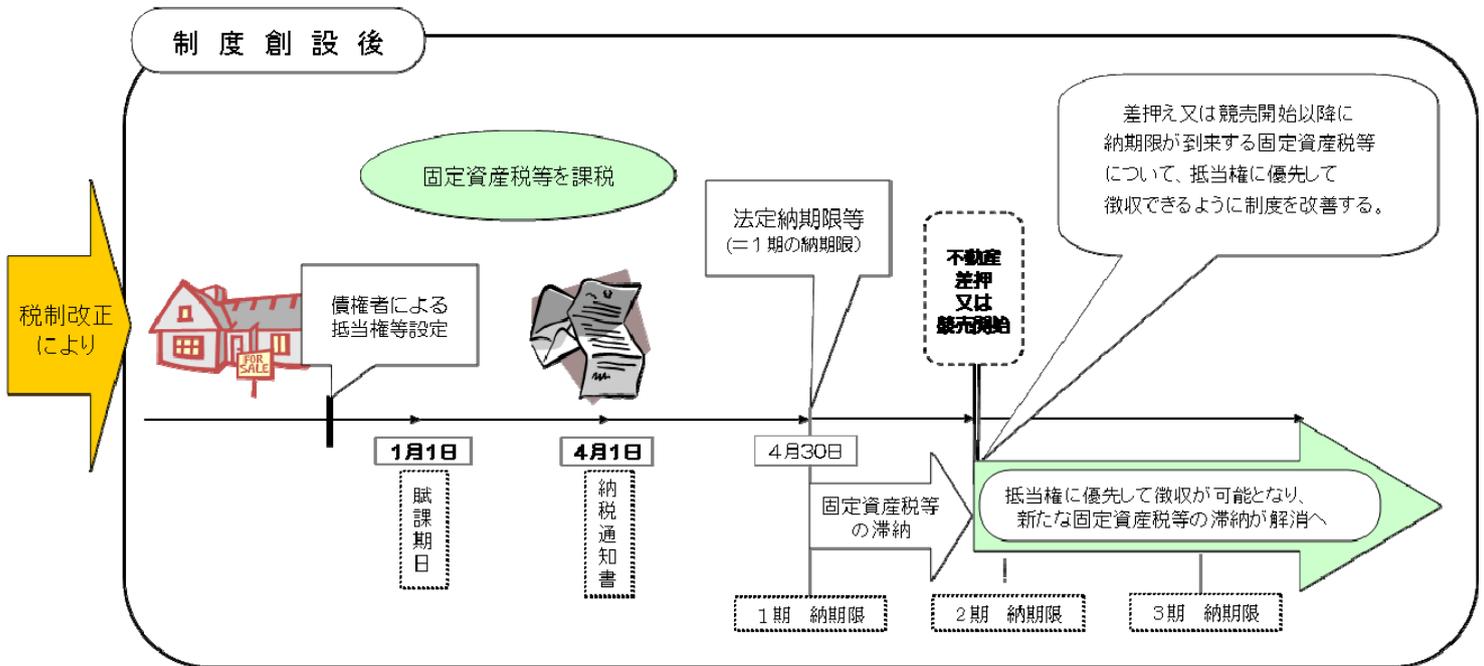
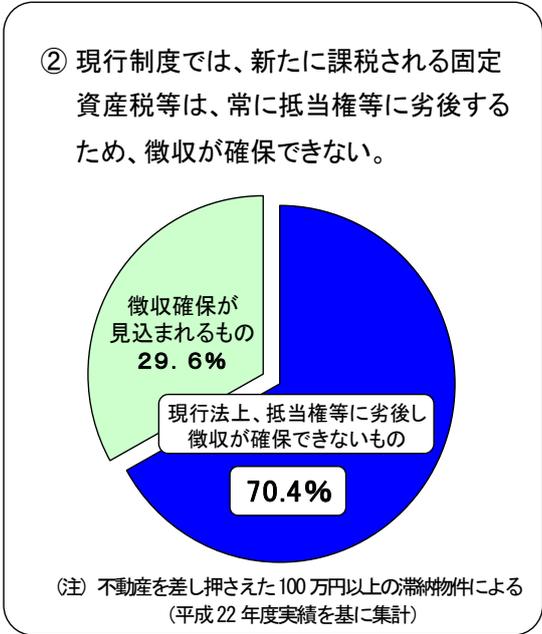
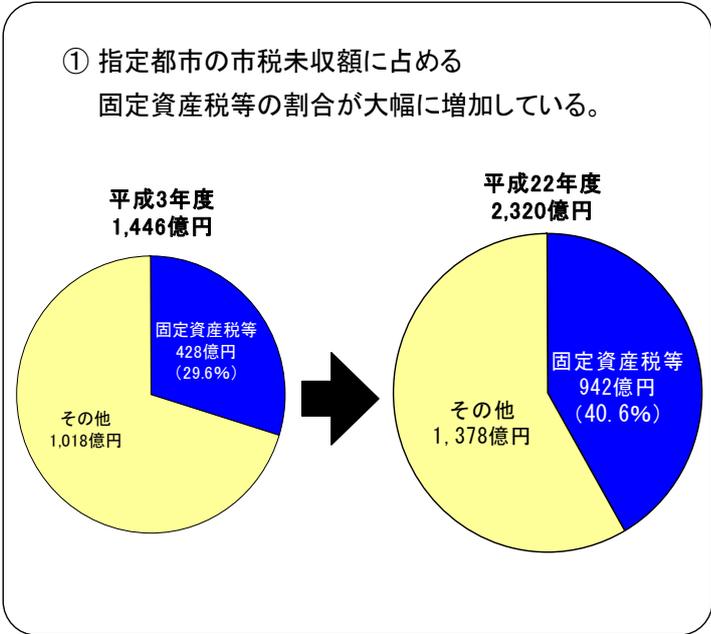
適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理で大きな損失である。

そこで、上のとおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。



固定資産税等の徴収に関する現状

適法に課税された固定資産税等が徴収できないことは、制度上の問題点。



11 税制改正に伴う地方税法の改正時期

税条例の改正に係る地方議会での審議時間が十分確保されるよう、また、住民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

(理由と現状)

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものであることから、住民の意思を代表する地方議会での十分な審議を得た上で議決により行われることに加え、住民への周知期間が十分確保されることが適切である。

地方税法の改正時期等

	平成 19 年度 (法律第 4 号)	平成 20 年度 (法律第 21 号)	平成 21 年度 (法律第 9 号)	平成 22 年度 (法律第 4 号)	平成 23 年度 (法律第 83 号)	平成 24 年度 (法律第 17 号)
可決日	3 月 23 日	4 月 30 日	3 月 27 日	3 月 24 日	6 月 22 日	3 月 30 日
公布日	3 月 30 日	4 月 30 日	3 月 31 日	3 月 31 日	6 月 30 日	3 月 31 日
施行日	4 月 1 日	4 月 30 日	4 月 1 日	4 月 1 日	6 月 30 日	4 月 1 日

注 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を掲載している。



**可決日から施行日までの期間が短すぎるので、
地方議会での審議時間と住民への周知期間が
十分確保できない！**

12 地方税制に関する指定都市の意見の反映

指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員とし、地方税制に関して、大都市という観点を踏まえた指定都市の意見を反映させること。

(理由と現状)

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場に参加を認められていない。

しかしながら、地方税制に関する地方の声を十分に反映していくためには、大都市という観点も含めた多様な地域の意見を直接聴取すべきであると考え

る。については、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するために、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員に加え、地方税制に関して直接意見を聴取し、その意見を十分反映させることが必要である。

国と地方の協議の場に関する法律（抄）

(構成及び運営)

第2条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣官房長官
- 二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者
- 三 総務大臣
- 四 財務大臣
- 五 前各号に掲げる者のほか、国务大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者
- 六 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者 一人
- 七 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人
- 八 市長の全国的連合組織を代表する者 一人
- 九 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人
- 十 町村長の全国的連合組織を代表する者 一人
- 十一 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

2-10 省 略